

説明事項 3

事業所指定・更新・変更等届出の

電子申請対応状況について

介護保険事業所の指定・更新・変更等届出について、対面を伴わない申請書類提出を実現させるため、介護サービス情報公表システムの機能拡張を行い導入されています。

届出の電子化については、介護保険法施行規則第165条の7にて規定されており、同規則制定附則第43条にて、令和7年度中の対応を求められています。

現時点での安城市の対応状況は次のとおりです。

1 新規指定申請

令和7年4月1日申請分より対応を開始します。

審査日程は変更なし、従来どおり事前協議も実施しますので、申請前に介護保険係へご連絡ください。

2 指定更新申請

令和7年1月1日申請分より対応を開始しています。

更新事前通知書と安城市ウェブサイトにてご案内しています。

3 休止・再開・廃止届出

令和7年4月1日申請分より対応を開始します。

従来どおり事前協議を実施しますので、申請前に介護保険係へご連絡ください。

4 その他変更届出等

令和7年度中対応を予定していますが、時期は未定です。

5 電子申請の方法等について

事前準備が必要になります。詳細は安城市ウェブサイト内

(<https://www.city.anjo.lg.jp/kurasu/fukushikaigo/kaigo/kaigokensaku-shinsei.html>) にてご案内しています。

